

佐賀大学医学部代議員会運営内規

(平成 17 年 2 月 17 日)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、佐賀大学医学部代議員会規程（平成 17 年 2 月 17 日制定。以下「規程」という。）第 10 条の規定に基づき、代議員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代議員会委員の選出)

第 2 条 規程第 2 条第 1 項第 8 号から第 10 号までの委員の選出は、次表の区分に応じて、右欄の各号の講座等（選出母体）に属する教授会構成員の互選により選出するものとする。また、同委員は、自らの選出母体に対して、代議員会の審議事項の周知及び意見の集約等の責務を負うものとする。

選出する委員の系統	選出する母体及び委員の数
基礎医学系	(1)分子生命科学講座及び生体構造機能学講座所属の教授 1 人 (2)病因病態科学講座，社会医学講座，地域医療科学教育研究センター及び先端医学研究推進支援センター所属の教授 1 人
臨床医学系	(1)内科学講座所属の教授 1 人 (2)一般・消化器外科学講座，胸部・心臓血管外科学講座，整形外科学講座，脳神経外科学講座，泌尿器科学講座の教授 1 人 (3)前 2 号以外の臨床医学系講座及び診療部門等所属の教授 1 人
看護学科	(1)看護学科所属の教授 1 人

(審議事項)

第 3 条 規程第 3 条第 1 項の規定に基づく代議員会の審議事項は、別表に定める事項に関して審議することを原則とする。

2 規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、代議員会での審議・議決事項の報告を受けた教授会構成員は、当該報告事項を、所属する講座等の全ての教職員へ周知することに努めるものとする。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 8 日改正）

この内規は，平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年４月１５日改正）

- 1 この内規は，平成２１年４月１５日から施行する。
- 2 佐賀大学医学部代議員会委員の選出母体に関する申合せ（平成１８年７月１９日医学部代議員会決定）は，廃止する。

附 則（平成２１年６月１７日改正）

この内規は，平成２１年６月１７日から施行する。

別表（第3条関係）

医学部代議員会審議事項

審 議 事 項 名		代議員会 審 議	教授会審 議
（庶務関係）			
1	規則等の制定・改廃関係		○
2	各種委員会委員の選出関係		○
3	中期目標・計画関係（項目の決定・修正，年度計画等）		○
4	寄附講座の設置関係（教員適格審査含む）		○
5	学部長，附属病院長選挙		○
6	「杉森賞」候補者の選考について	○	報告
7	鍋島キャンパスにおける危機管理に関すること	○	
（人事関係）			
1	教員選考関係（選考委員の選出，選考方針，投票）		○
2-1	上記1の教員選考関係のうち 助教の選考	○	
2-2	准教授・講師の選考委員の選出及び選考方針	○	
2-3	「佐賀大学医学部教員選考規程」に基づく教授選考委員2名の選出	○	
3	教員の休職について（期間延長含む）		○
4	図書館長等全学教育研究施設長の推薦関係		○
5	名誉教授候補者の推薦について	○	
6	評議員・学科長の選考		○
7	臨床教授等の称号付与関係		○
8	任期付き教員の再任審査関係		○
9	「佐賀大学医学部における仮定定員の流用に関する申合せ」に基づく仮定定員の流用について	○	
10	教員の併任について		○
（学務関係）			
1	入学者選抜試験関係（日程，配点，募集要項等）		○
2	合格者判定関係		○
3	入学試験の監督者等の割当関係		○
4	非常勤講師の任用，変更関係		○
5	医学部学事予定表		○
6	学籍異動関係		○
7	履修状況及び卒業認定		○
8	進級判定，臨床実習適格認定		○
9	学生の懲戒関係		○
10	教科主任の選出，交代関係		○
11	既修得単位の認定，外国語能力試験の単位認定関係		○
12	むつごろう祭等の実施関係		○
13	入学式等日程について		○
（研究関係）			
1	外国人客員研究員の受入関係		○

(会計関係)			
1	予算・決算関係		○
2	スペース利用について		○
(施設関係)			
1	設備工事の実施（工事概要及び実施の可否を審議）		○